様式第九、様式第十一、様式第二十を次のように改める。

様式第９

認定書

番　　号
年　　月　　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

都道府県知事　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の下記の規定による　　年　　月　　日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定をします。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の種別	□施行規則第７条第１項の規定による申請（金融支援）	
	□施行規則第７条第１項の規定による申請（特例株式会社）	
	□施行規則第７条第２項の規定による申請（第一種特別贈与認定中小企業者）	□施行規則第７条第４項の規定による申請（第二種特別贈与認定中小企業者）
	□施行規則第７条第３項の規定による申請（第一種特別相続認定中小企業者）	□施行規則第７条第５項の規定による申請（第二種特別相続認定中小企業者）
	□施行規則第７条第６項の規定による申請（第一種特例贈与認定中小企業者）	□施行規則第７条第８項の規定による申請（第二種特例贈与認定中小企業者）
	□施行規則第７条第７項の規定による申請（第一種特例相続認定中小企業者）	□施行規則第７条第９項の規定による申請（第二種特例相続認定中小企業者）
	□施行規則第７条第10項の規定による申請（第一種贈与認定個人事業者）	□施行規則第７条第12項の規定による申請（第二種贈与認定個人事業者）
	□施行規則第７条第11項の規定による申請（第一種相続認定個人事業者）	□施行規則第７条第13項の規定による申請（第二種相続認定個人事業者）
認定をした　□贈与者　□被相続人　の氏名		
認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名		

なお、認定の有効期限は、以下のとおりです。

□認定を受けた日の翌日から１年を経過する日	
□施行規則第６条第１項第７号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第１項第８号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第１項第11号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第１項第12号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第１項第13号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第１項第14号の相続に係る相続税申告期限の翌日（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から５年	
□施行規則第６条第16項第７号の贈与に係る認定を受けた日の翌日から２年を経過する日	□施行規則第６条第16項第８号の相続に係る認定を受けた日の翌日から２年を経過する日
□法第12条第１項第１号ホの認定を受けた日の翌日から２年を経過する日（当該２年を経過する日までに裁判所に施行規則第15条の２第１号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがされた場合には、当該競売による換価又は当該売却がされた日）	

（備考）

①　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

②　申請書の写しを添付する。

③　次の表の左欄の事由に係る法第12条第１項の認定を受けた申請者は、それぞれ右欄に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがある（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種贈与認定個人事業者又は第二種相続認定個人事業者について準用される場合を含む）。